



## 〔裁定の概要〕

- ・松茂町及び北島町：読賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならない。
- ・上板町：読賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。ただし「受信者の利益」を適切に保護する観点から一定期間内の経過措置(激変緩和措置)を講ずること。

